個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子育て支援金	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	①支援金の未支給者の把握（市税滞納等による支給停止や重複支給を防ぐため） ②支援金支払時の転出者の把握（支払伝票処理後の転出者のチェック） ③過去支給者の登録（重複支給を防ぐため）	
記録項目	１個人番号、２業務名、３現存区分、４世帯番号、５行政区コード、６世帯主名漢字 、７氏名かな、８氏名漢字、９生年月日、１０表示用生年月日、１１性別、１２続柄名、１３住民となる異動日、１４住民となる事由、１５住民となる届出日、１６住民でなくなる異動日、１７住民でなくなる事由 、１８住民でなくなる届出日、１９転出確定日、２０住記最終大字コード、２１住記最終本番、２２住記最終枝番１、２３住記最終枝番２、２４住記最終郵便番号、２５住記最終町名、２６住記最終番地、２７住記最終方書	
記録範囲	①生年月日が次の範囲の者（消除者、外国人、非住民含む）住民登録されている０から６５歳までの者 ②転出者及び死亡者であって次の範囲の者（消除者、外国人、非住民含む） 範囲：対象月の半年以内	
記録情報の収集方法	高山市役所市民課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☐有　☑無	☐法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備　考	―

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	病児保育事業登録事務	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	①病児保育事業利用登録者台帳の作成 ②利用登録者への登録証の送付 ③次年度利用登録者への案内送付（住所変更等を把握するため）	
記録項目	１個人番号 、２世帯番号、３準世帯区分、４支所コード、５地区コード、６行政区コード、７隣保班コード、８小学校区コード、９中学校区コード、１０投票区コード、１１世帯主名かな 、１２世帯主名漢字、１３氏名かな、１４氏名漢字、１５生年月日、１６表示用生年月日、１７性別、１８続柄名、１９実続柄名、２０住民となる異動日、２１住民となる事由、２２住民となる届出日、２３住定日、２４住定事由、２５住民でなくなる異動日、２６住民でなくなる事由、２７住民でなくなる届出日、２８転出確定日、２９最新大字コード、３０最新本番、３	
記録範囲	①住民登録されている者（消除者、外国人、非住民含む） ②転出者及び死亡者であって次の範囲の者（消除者、外国人、非住民含む） 範囲：前年４月から１年以内	
記録情報の収集方法	高山市役所市民課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備　考	―

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援（ひとり親世帯分）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金審査事務のため	
記録項目	１特別児童扶養手当対象者に関する情報、２収入（給与所得・譲渡所得等の金額等）に関する情報、３住民税の課税に関する情報、４児童扶養手当情報	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	１については高山市役所福祉課、２～３については高山市役所税務課、転入前市区町村長	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援（その他世帯分）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金審査事務のため	
記録項目	１特別児童扶養手当対象者に関する情報、２収入（給与所得・譲渡所得等の金額等）に関する情報、３住民税の課税に関する情報、４児童手当情報	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	１については高山市役所福祉課、２～３については高山市役所税務課、転入前市区町村長	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">子育て世帯負担軽減給付金</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">こども未来部こども政策課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">子育て世帯負担軽減給付金審査事務のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１特別児童扶養手当対象者に関する情報、２収入（給与所得・譲渡所得等の金額等）に関する情報、３住民税の課税に関する情報、４児童手当情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">１については高山市役所福祉課、２～３については高山市役所税務課、転入前市区町村長</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市こども未来部こども政策課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当受給資格者台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当支給事務のため	
記録項目	１住所、２氏名、３生年月日、４宛名番号、５個人番号、６世帯番号、７旧自治体、８地区、９自治体、１０認定情報、１１口座情報、１２配偶者有無、１３配偶者氏名、１４年金情報、１５税情報（請求者）、１６税情報（配偶者）、１７児童情報（氏名）、１８児童情報（生年月日）、１９児童情報（続柄）、２０児童情報（現存区分）	
記録範囲	認定請求書を提出し認定した者	
記録情報の収集方法	本人の申告、その他 15～16 は高山市税務課長または転入前市区町村長、１～9、12、13、17～20 は高山市市民課長から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">児童保育台帳</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">こども未来部こども政策課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">入園児童の保育のための台帳作成</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１住所、２児童氏名、３生年月日、４性別、５保育を必要とする理由、６児童の心身の状態、７世帯員氏名、８世帯員生年月日、９世帯員年齢、１０世帯員職業、１１世帯員勤務先、１２世帯員課税の有無、１３保護者氏名、１４電話番号、１５児童の健康状態、１６出生時の身長等、１７かかりつけ医、１８乳幼児健康診断の履歴、１９既往歴、２０身体障害者手帳等の所持、２１保護者の就労形態</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">保育園入園申込書を提出し決定した者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人の申告による</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市こども未来部こども政策課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども子育て支援システム業務	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	保育施設等の利用登録・管理、保育料の徴収に関する事務のため	
記録項目	１住所、２児童氏名、３生年月日、４性別、５年齢、６宛名番号、７個人番号、８世帯番号、９旧自治体、１０地区、１１自治体、１２保護者氏名、１３保護者生年月日、１４保護者住所、１５保護者年齢、１６続柄、１７支給認定日、１８認定期間、１９認定者番号、２０認定区分、２１利用施設、２２金融機関名、２３名義人氏名、２４口座番号、２５収納額、２６未納額	
記録範囲	保育施設等の利用給付認定を申請した者	
記録情報の収集方法	本人の申告による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高山市第２子以降出産祝金	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	第２子以降出産祝金の案内をするために使用	
記録項目	１宛名番号、2 世帯番号、3 業務名、4 現存区分、5 行政区コード、6 世帯主氏名、7 氏名、8 生年月日、9 性別、10 続柄、11 住民となる異動日、12 住民となる事由、13 住民となる届出日、14 住民でなくなる異動日、15 住民でなくなる事由、16 住民でなくなる届出日、17 転出確定日、18 最終大字コード、19 最終本番、20 最終枝番、21 最終郵便番号、22 最終町名、23 最終番地、24 最終方書	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者	
記録情報の収集方法	高山市市民課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高校就学準備等支援給付事業	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	９月３０日現在中学３年生及びその世帯主に給付金を支給するために使用する	
記録項目	１宛名番号、２世帯番号、３世帯主区分、４世帯主かな、５世帯主漢字、６氏名かな、７氏名漢字、８生年月日、９表示用生年月日、１０性別、１１続柄名、１２住民となる異動日、１３住民となる事由、１４最新郵便番号、１５最新町名、１６最新番地、１７最新方書	
記録範囲	９月３０日現在で高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている中学３年生及びその世帯主	
記録情報の収集方法	高山市市民課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子育て世帯負担軽減給付金給付事業（R5 補正）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	令和５年１１月３０日現在に住所を有する子育て世帯に給付金を支給するために使用する	
記録項目	１宛名番号、２世帯番号、３世帯主区分、４世帯主かな、５世帯主漢字、６氏名かな、７氏名漢字、８生年月日、９表示用生年月日、１０性別、１１続柄名、１２住民となる異動日、１３住民となる事由、１４最新郵便番号、１５最新町名、１６最新番地、１７最新方書、１８高山市職員児童手当情報	
記録範囲	令和５年１１月３０日現在で高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている児童及びその世帯主、保護者	
記録情報の収集方法	１～１７については高山市市民課又は本人から収集、１８については高山市総務課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子育て世帯負担軽減給付金給付事業（R6 補正）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	令和６年１１月３０日現在に住所を有する子育て世帯に給付金を支給するために使用する	
記録項目	１宛名番号、２世帯番号、３世帯主区分、４世帯主かな、５世帯主漢字、６氏名かな、７氏名漢字、８生年月日、９表示用生年月日、１０性別、１１続柄名、１２住民となる異動日、１３住民となる事由、１４最新郵便番号、１５最新町名、１６最新番地、１７最新方書、１８高山市職員児童手当情報	
記録範囲	令和６年１１月３０日現在で高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている児童及びその世帯主、保護者	
記録情報の収集方法	１～１７については高山市市民課又は本人から収集、１８については高山市総務課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高対応子育て応援手当給付事業（R7 補正）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	応援手当金を支給するために使用する	
記録項目	１宛名番号、２世帯番号、３世帯主区分、４世帯主かな、５世帯主漢字、６氏名かな、７氏名漢字、８生年月日、９表示用生年月日、１０性別、１１続柄名、１２住民となる異動日、１３住民となる事由、１４最新郵便番号、１５最新町名、１６最新番地、１７最新方書、１８高山市職員児童手当情報	
記録範囲	給付対象児童及びその保護者	
記録情報の収集方法	１～１７については児童手当支給情報から抽出、１８については高山市総務課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	未就園・未就学児童の安否確認	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	未就園・未就学児童の安否確認のため	
記録項目	１世帯番号、２宛名番号、３氏名、４生年月日、５性別、６続柄、７世帯主名、８住所、９施設名（園・学校)、１０対応記録	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	9、10 については本人の申告による収集、1～8 については高山市市民課、9、10 について高山市教育委員会、入国管理局、他自治体担当課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども家庭センター （所在地）〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児管理台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児健診、乳幼児相談のために使用する	
記録項目	１世帯番号、２宛名番号、３氏名、４生年月日、５性別、６続柄、７住所、８電話番号、９世帯構成、１０受診年月日、１１健診(相談)結果、１２出産の状況、１３先天性代謝異常検査結果、１４新生児聴覚検査結果、１５診察所見判定	
記録範囲	高山市が実施する乳幼児健診・相談受診者	
記録情報の収集方法	本人、その家族からの申告、対象者の前市区町村長	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども家庭センター （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊産婦管理台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	妊娠の届出及び母子健康手帳交付業務、妊産婦健康診査、妊産婦の健康管理に使用する	
記録項目	１世帯番号、２宛名番号、３氏名、４生年月日、５性別、６続柄、７住所、８電話番号、９世帯構成、１０妊娠届出情報、１１健診受診結果、１２子の氏名、１３子の生年月日、１４緊急連絡先の氏名、１５緊急連絡先の住所、１６緊急連絡先の電話番号、１７病歴、１８経済状況	
記録範囲	高山市に妊娠の届出があった者及び妊産婦健診の受診者	
記録情報の収集方法	本人、その家族からの申告、医療機関からの報告、対象者の前市区町村長	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども家庭センター （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">不妊治療助成</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">こども未来部こども家庭センター</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">不妊治療費助成のために使用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１宛名番号、２氏名、３性別、４生年月日、５年齢、６住所、７電話番号、８続柄、９婚姻日、１０助成歴、１１他自治体からの助成金受給の有無、１２健康保険の種類、１３治療の種類、１４治療期間、１５申請金額、１６領収書の名前、１７治療総額、１８助成対象額、１９市税滞納の有無、２０振込先口座番号、２１申請年月日</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">不妊治療助成事業申請者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申告</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市こども未来部こども家庭センター
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">_</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	出産・子育て応援給付金事業ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	出産・子育て応援給付金の申請・給付の管理を行うため	
記録項目	１宛名番号、２氏名、３ふりがな、４生年月日、５郵便番号、６住所、７電話番号、８子の氏名、９子の生年月日、１０振込先口座情報、１１申請の種類	
記録範囲	市民で出産・子育て応援給付金の申請者、事業の対象者	
記録情報の収集方法	本人、その家族からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市町村、医療機関、相談支援機関、業務委託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市こども未来部こども家庭センター （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	ー	